

## 2015年 事務所ニュース

村尾経営労務研究所・高松北部労務協会  
行政書士・特定社会保険労務士 村尾 義顕  
高松市中央町8-10 TEL087-835-1477 FAX835-1496



官庁申請代行・人事労務 ～頑張る企業支援～

★社保・労保・産廃・建設許可、入札指名願、経営審査  
各種助成金申請など官庁申請手続

★就業規則等諸規程の整備、人事・労務諸制度、給与計算  
★労働紛争解決手続代理 ★行政不服申立、告訴、告発

平成27年8月1日号

### マイナンバー制度への対応

対象事業所；1人以上雇用する全事業所  
<スケジュール>

10月～12月

従業員；行政から個人へ「通知カード」が簡易書留で届きます。

※住民票住所へ送付されるため住所確認必要。

同封される「個人番号カード」申請は、無料で申請できます（写真添付）。カードは厳重保管。本人及び被扶養者の番号写しを会社へ提出。番号カード紛失した場合は、市町へ再交付申請。なお、住民票には番号が記載されます。

会社；従業員（パート等含む）の個人番号回収に当たり、利用目的を明示（雇用保険、社会保険、源泉徴収）、従業員への概要説明（取扱社内ルール、漏洩のリスク、懲戒処分等取扱規程、就業規則の周知が必要）です。

28年1月以降

会社；採用・退職時、雇用・健保・年金、給与源泉に利用。採用時には免許証等で本人確認要。

出向・転籍等別法人への移動の際は改めて別法人で番号回収利用。

※マイナンバー制度の方針、取扱規程、就業規則等については、当事務所へ気軽にご相談ください。

### 就業規則作成のお勧め

現在週44時間制の特例措置対象となっている10人未満の事業場の皆様は「職場改善助成金」を使って、就業規則等の整備ができます。

～人事のインフラ整備及びマイナンバー対策～

助成金対象事業主；下記10人未満の事業場

（商業、映画・演劇、保健衛生、接客娯楽業）

事業実施申込期間；27年12月15日締切

事業実施；28年2月15日まで

助成金；経費の3/4（但し、政府予算限度内）

来年1月から全ての事業場に適用されるマイナンバー制度の規程等を含めて、就業規則等規程を整備し、週40時間制導入（完全週休2日制でなくとも、祝祭日、年末年始等利用し、1ヶ月あるいは1年間を平均して、所定労働時間（時間外・休日労働を除く）を週40時間制に短縮すれば、下記の助成金が支給されます。

### 暑中お見舞い申し上げます

夏期休暇：8月13日～16日です。



緊急連絡先：090-3789-0358

（例）就業規則等規程の整備費用：20万円

→助成金：15万円

→会社負担額：5万円 計20万円

中小企業は、資金や人事問題で常に問題を抱えています。そこで、1人でも雇用する事業所が対象になるマイナンバー制度の規程等を含めて、採用から退職・解雇までの人事問題でのインフラ整備として、就業規則の作成整備をお勧めします。労務問題が発生したときには、必ず規則等の定めが問われるからです。

**残業命令；** 残業や休日出勤は、就業規則等で定めなければ、法的な命令権が発生しません。

**人を採用するとき；** 固定残業代についても、基本給又は〇〇手当に含んでいると、明確に定めて周知していなければ、法的効力はありません。

**病気欠勤が続くとき；** 休職期間は自由に設定が可能です。期間を定めておけば、その期間内は在籍でき、その期間を超えて復職できないときは、自然退職となるという定めにしておけば、お互い公平で納得できるルールとなります。

**懲戒処分や解雇するとき；** どのような行為が処分の対象になるか就業規則等で明示されていないければ、処分は無効となり法的効力はありません。

以上、就業規則があれば、それは共に労使が守る職場のルールとなりますから、安心して働ける職場への改善の第1歩となります。

作成申込

FAX 087-835-1496 村尾事務所へ

会社名：